

独立行政法人国立女性教育会館の中期目標

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとっての最重要課題となっている。

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが不可欠であり、その意識の涵養のために、教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

また、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための資質や能力の向上を図ることが必要であり、このため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する教育・学習機会の充実が求められている。

さらに、男女が相互に人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合うような人間形成を図るため、男女共同参画の視点に立った家庭教育が求められている。

このような中で、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性の資質・能力の向上や地位の向上に資する女性教育の振興を図り、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）に基づく男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）を踏まえ、男女共同参画社会の形成を促進していく重要な役割を担っている。

このため、会館は、女性教育に関するナショナルセンターとして、国内外の女性関連施設・機関等と連携を図りつつ、次のような先駆的及び中核的拠点としての役割を果たしていく必要がある。

- （1）女性教育関係者の実践的な研修機関としての役割
- （2）女性教育・家庭教育に関する専門的・実践的な調査研究機関としての役割
- （3）女性及び家庭・家族に関する国内外の情報センターとしての役割
- （4）女性教育に関する国際交流・協力機関としての役割
- （5）女性関連施設及び女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点としての役割

このような役割を果たすため、会館の中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

会館が実施する業務は、女性教育に関するモデル的な学習プログラムや教材の研究開発等の調査研究など、その成果を得るまでに長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

関係機関・団体等との連携・協力、外部委託の推進や業務運営の見直し等を通じ、経費の合理化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%の業務の効率化を図る。

ただし、新規に追加される業務、拡充業務分等はその対象としない。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 研修事業の充実

- (1) 男女共同参画及び女性の自発的学習を促進するため、全国の女性教育指導者その他女性教育関係者に対して研修を実施し、指導者としての資質・能力の向上及び女性団体、女性関連施設等における女性教育に関する事業活動の促進を図る。
- (2) 国際的規模での男女共同参画社会の形成に資するため、海外の女性教育関連政府機関及びNGOの指導者等に対する研修事業の充実を図り、国際協力の推進を図る。
- (3) 会館が主催または共催する研修事業に参加した者のうち、毎年度平均で80%以上（任意抽出調査）が研修事業に満足し、研修効果が高まるよう、参加者のニーズに対応した研修内容・方法の充実を図る。

2 交流事業の充実

- (1) 女性団体・グループ等のネットワーク形成及び交流の拠点として、国内外の女性教育関係者が幅広く参加し、相互に学習活動の発表や情報交換などができるよう交流機会の充実を図り、女性団体・グループ等における女性教育に関する事業活動の促進を図る。
- (2) 会館が主催または共催する交流事業に参加した者のうち、毎年度平均で80%以上（任意抽出調査）が交流事業に満足し、交流事業の効果が高まるよう、参加者のニーズに対応した研修内容・方法の充実を図る。

3 調査研究事業の充実

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に資するため、専門的な研究課題の明確化を図り、その課題を解決するために有効な学習プログラムや教材の研究開発等に関する調査研究事業の充実を図る。

具体的には、特に、少子高齢化、高度情報化等社会の変化に対応した学習プロ

グラム・教材の開発、男女共同参画の視点からの女性教育・家庭教育の内容と方法に関する調査研究及び女性情報に関する調査研究を進める。

調査研究の実施に当たっては、全国の女性関連施設、生涯学習関連施設・機関等の調査研究の状況を踏まえ、これらとの連携・協力を図る。

- (2) 国内外の研究機関との共同研究を推進し、調査研究内容の充実を図る。
- (3) 調査研究の成果を広く一般に普及するとともに、その成果の活用の促進を図る。
- (4) 調査研究体制の整備・充実を図る。

4 情報事業の充実

- (1) 男女共同参画社会の形成及び女性の多様な学習に必要な女性、家庭・家族に関する国内外の情報の収集・整理・提供を推進するため、女性教育情報センター機能の充実を図る。
- (2) 女性及び家庭・家族に関する情報について、平成17年度までに28万件をデータベース化し、利用者が必要とする情報をより効率的かつ的確に提供することができる女性情報システムを構築するとともに、会館ホームページへのアクセス件数について、平成17年度に20万件を達成するよう、情報提供サービスの充実を図る。
- (3) 学習者の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応するため、インターネットや衛星通信システムを活用した遠隔発信事業の充実を図る。

5 受入事業の充実

- (1) 会館を利用した団体・個人等のうち、毎年度平均70%以上（任意抽出調査）が利用に対して満足するよう、各種サービスの質的向上を図る。
- (2) 利用者の視点に立った快適な研修環境の形成のための施設整備を進めることとし、特に、障害者、高齢者に配慮した施設とする。
- (3) 会館の事業活動における援助等を行う会館ボランティアの活動の充実を図ることにより、利用者へのサービスの向上を図る。

6 広報活動の充実

- (1) 女性教育に関するナショナルセンターとして、国民に広く会館の事業等を公表するため、広報資料の充実を図る。
- (2) 若い世代の男女共同参画意識を高めるとともに、女性教育指導者等の育成に資するため、若い年齢層を中心に新規利用者の利用促進を図る。

IV 財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。

1 自己収入の増加

積極的に外部資金、施設使用料等、自己収入の増加に努める。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

2 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図る。

V その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備に関する事項

長期的な視野に立った計画的な施設整備を推進するとともに、施設・設備の維持保全を行い、安全性の確保を図る。